



うものとする。

- 2 乙は、不時の故障の際、甲より通知のあったときは、直ちに技術者を派遣し、適切な処置を行うものとする。

(保守作業の実施)

第3条 乙は、この契約で定めたすべての作業を、乙の就業時間（乙の通常勤務日の通常時間）内に行うものとする。ただし、エレベーター施設が故障した場合は、この限りでない。

(作業上の責任)

第4条 乙は、この契約により、乙の作業に従事する者が甲の建物内においてなす業務上の行為はすべて乙の責めとし、業務上負傷し、又は死亡した場合も、すべて乙の責任において措置するものとする。

(遠隔監視装置等)

第5条 乙は、エレベーター設備保守点検委託業務仕様書に定めた遠隔点検・監視を行うため、対象設備を設置した建物（以下、建物という）内に遠隔監視装置（以下、装置という）を設置し、建物と乙の施設との間に遠隔点検・監視用の専用電話回線（以下、回線という）を開設する。甲は、対象設備・建物に装置の設置及び回線の開設その他の工事を行うことを承諾する。

- 2 甲は、装置が乙の所有であること、回線の電話加入権が乙に帰属することを確認するものとする。

- 3 装置の設置及び回線の開設の工事費用は、乙の負担とする。

- 4 甲の事由により、装置及び回線について生じた修理・取替・移設・撤去に伴う費用は甲の負担とする。

- 5 回線の電話料金は、原則として乙の負担とする。

- 6 甲は、乙が設置した装置及び回線について、盗難・悪戯等に対して適切に保護すること、温度・湿度・その他機器類の動作が良好に行われる環境を維持することについて善良な管理者の注意を払うものとし、これらの状況が悪化し又は悪化するおそれが生じたとき、及び装置に障害・故障が生じたときは、直ちに乙に連絡するものとする。

- 7 甲は、装置について操作・分解・データの読み出し及び解析を行ったり、第三者に行わせたりしないものとする。

(支払方法)

第6条 委託業務終了後、甲は、乙の適法な請求書を受領してから30日以内に支払うものとする。

(契約金額の変更)

第7条 この契約締結後、諸材料の価格、労務費、その他に変動を生じ、契約金額の増減を必要とする場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(権利義務の譲渡)

第8条 乙は、甲の承諾を得ないで、この契約に係る権利又は義務を他人に譲渡し、若しくは抵当に供し、又は引き受けさせてはならない。

(占有・管理の責任)

第9条 エレベーター設備のいかなる部分に対しても、これが占有又は管理（防災管理をふくむ。）に基づく責任は、甲に帰属するものとする。

2 天災地変その他乙の責めによらない事由により生じたすべての損害について、乙はその責めを負わない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) この契約に定める条項に違反したとき。

(2) 保守作業に関連する事項について不都合があったとき。

(3) 乙又は乙の代表役員等、一般役員若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

(損害賠償)

第11条 乙が、この契約に違反し、甲に損害を生ぜしめた場合は、乙は、甲に対してその損害を賠償しなければならない。ただし、これの損害額は甲が決定する。

(装置等の撤去)

第12条 理由の如何を問わず契約が終了したときは、乙は、遠隔点検・監視のために乙が設置した装置、回線等を撤去する。撤去工事を行うときは、甲に対して事前に通知するものとし、撤去工事及び撤去工事に伴う建物の修復に要する費用は甲の負担とする。ただし、契約の終了が乙の責に帰すべき事由による場合は、撤去費用は乙の負担とする。

2 甲は、前項の工事を妨害しないものとする。

(秘密の保持)

第13条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約外の事項)

第14条 この契約に定めない事項又はこの契約の条項に疑義を生じた場合については、  
甲乙協議して定めるものとする。

この契約締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通  
を保有するものとする。

令和 年 月 日

住所 西条市喜多川796番地の1

甲 氏名 愛媛県東予地方局長 ⑩

住所

乙 氏名 ⑩